

令和元年度

自治会活動・自治会運営に関する調査結果

令和元年 12 月



目次

調査概要	1
調査結果	
I. 自治会の基本情報について	2
① 自治会の世帯数	2
② 会費	2
II. 自治会活動について	5
III. 自治会への参加について	6
① 未加入世帯の加入促進の工夫	6
② 自治会活動参加促進の工夫	7
IV. 会長について	8
① 年齢と性別	8
② 任期	9
③ 在職年数	9
④ 報酬	10
⑤ 選出方法	11
⑥ 選出の円滑性	11
V. 役員について	12
① 報酬制度の有無（世帯別）	12
② 選出方法	12
③ 選出の円滑性	13
④ 会議の頻度	13
VI. 集会施設について	14
① 所有状況	14
② 所有形態（集会施設所有自治会のみ）	14
③ 利用頻度（集会施設所有自治会のみ）	15
④ 苦勞（集会施設所有自治会のみ）	15
⑤ 会議等の集会する場所（集会施設未所有自治会のみ）	16
⑥ 年間の負担額（集会施設未所有自治会のみ）	16
⑦ 所有希望の有無（集会施設未所有自治会のみ）	17
⑧ 所有形態の希望（集会施設未所有自治会のみ）	17
VII. その他	18
① 会員名簿の管理	18
② 繰越金	19
③ 総会の開催月	22

自治会活動・自治会運営に関する調査概要

1) 目的

市内各地域における自治会活動をより一層活性化していくために

①八千代市における今後の自治会支援を考察する

②各自治会における今後の自治会活動・自治会運営の参考とする

ことを目的として実施した調査です。

2) 対象

市内全254自治会

3) 方法

郵送による調査票の配布と回収

4) 時期

令和元年8月9日（金）～9月6日（金）

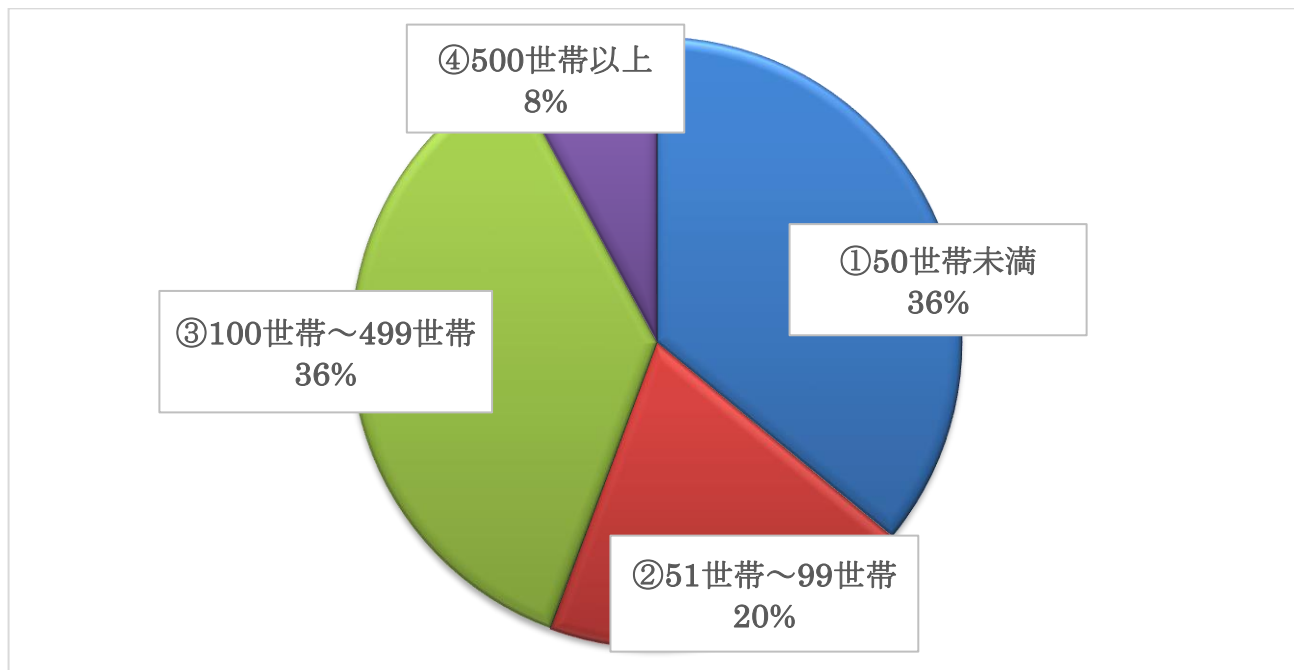
5) 回収率

81%（206自治会）

自治会活動・自治会運営に関する調査結果

I. 自治会の基本情報について

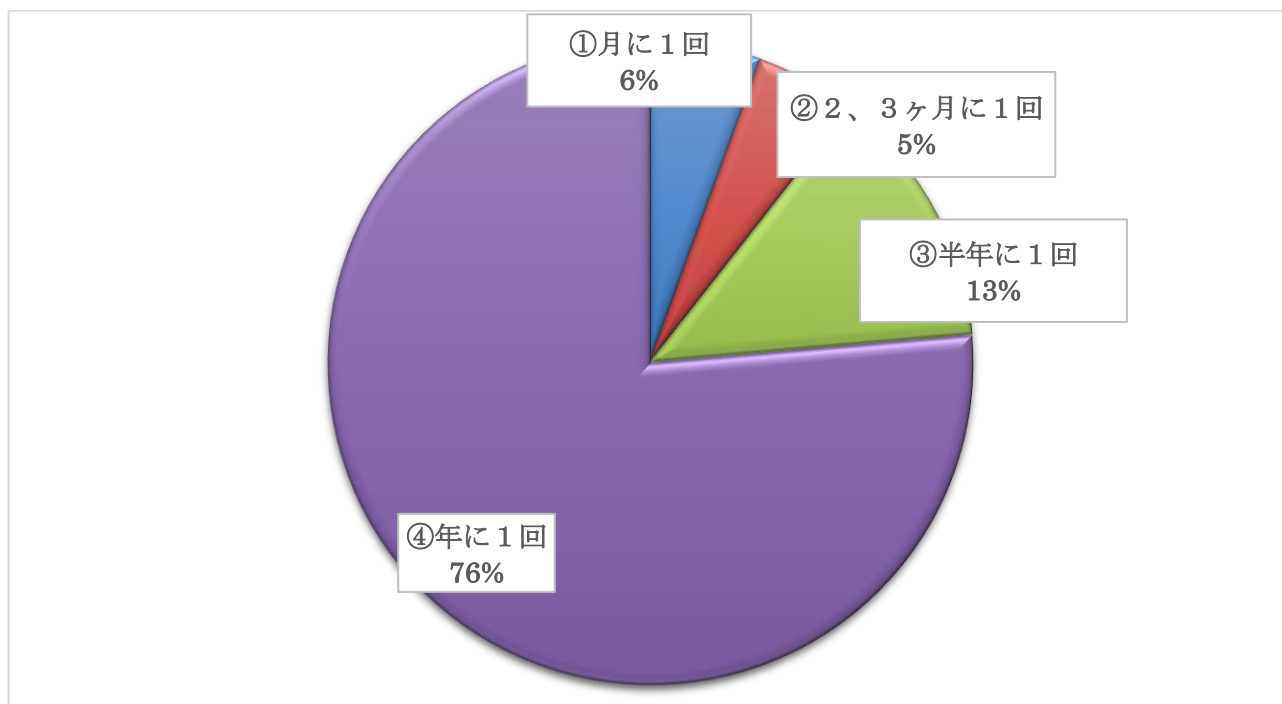
① 自治会の世帯数



自治会の世帯数は、「100世帯未満」の自治会が全体の約6割を占めます。

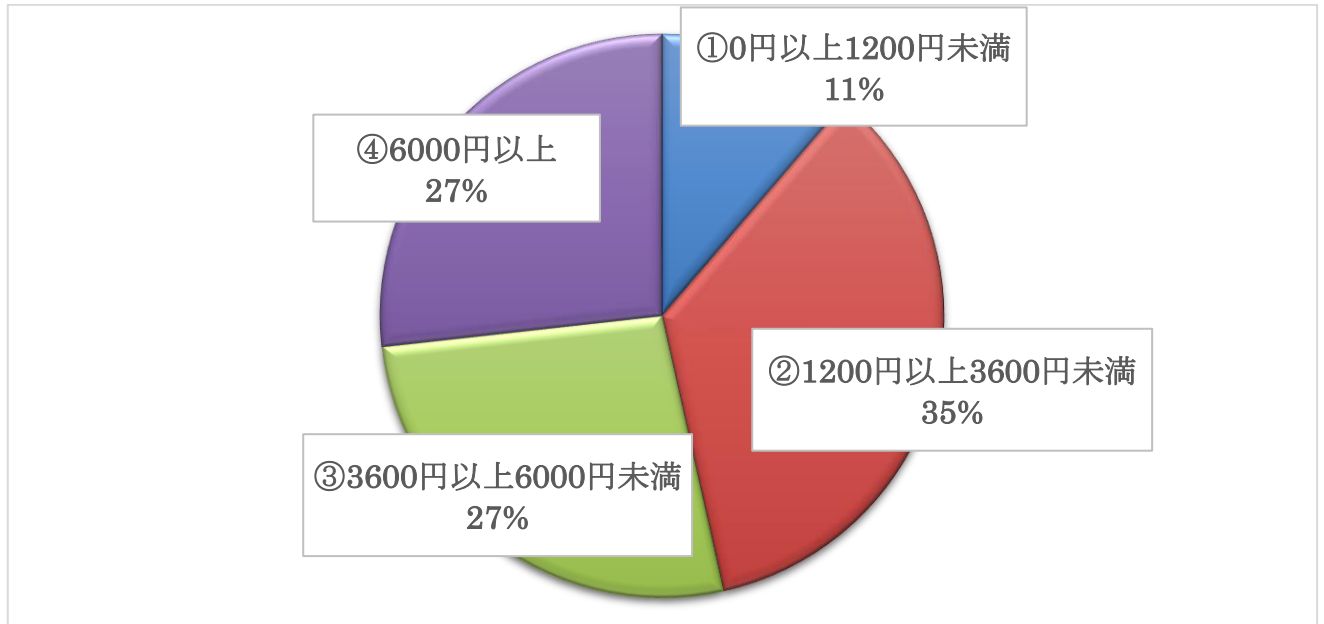
② 会費

1) 徴収頻度

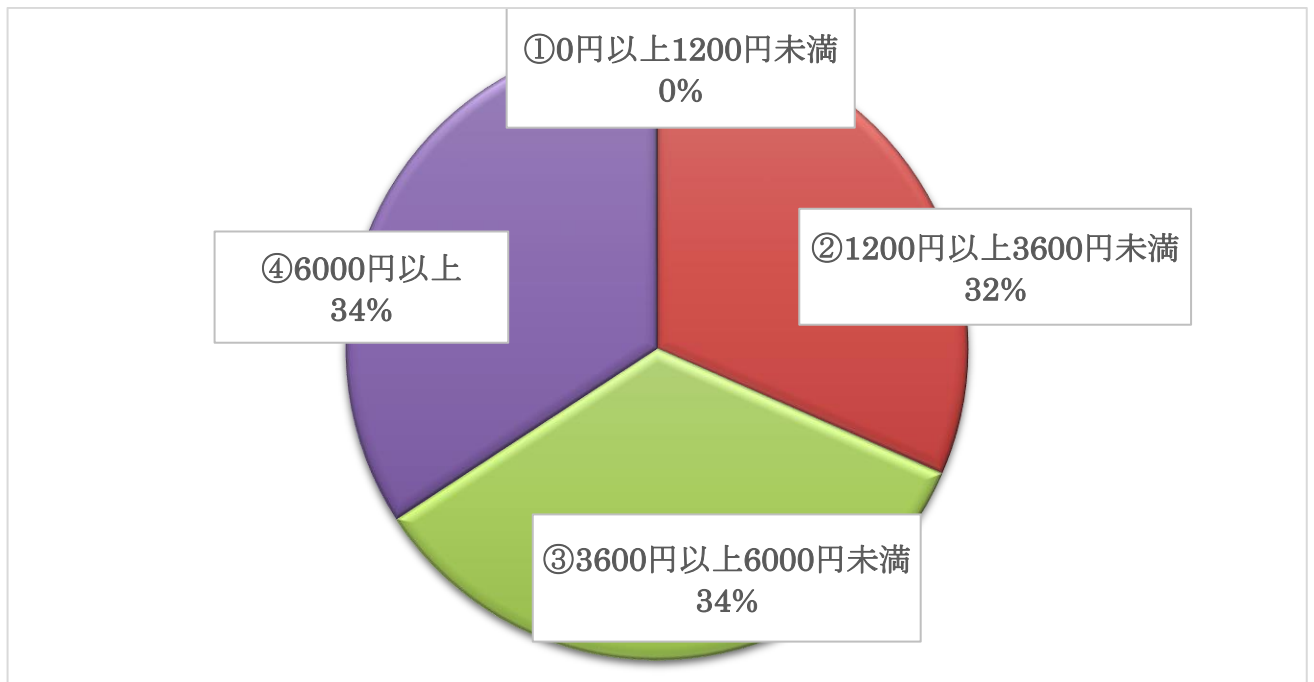


2) 年間の金額 (1 世帯あたり)

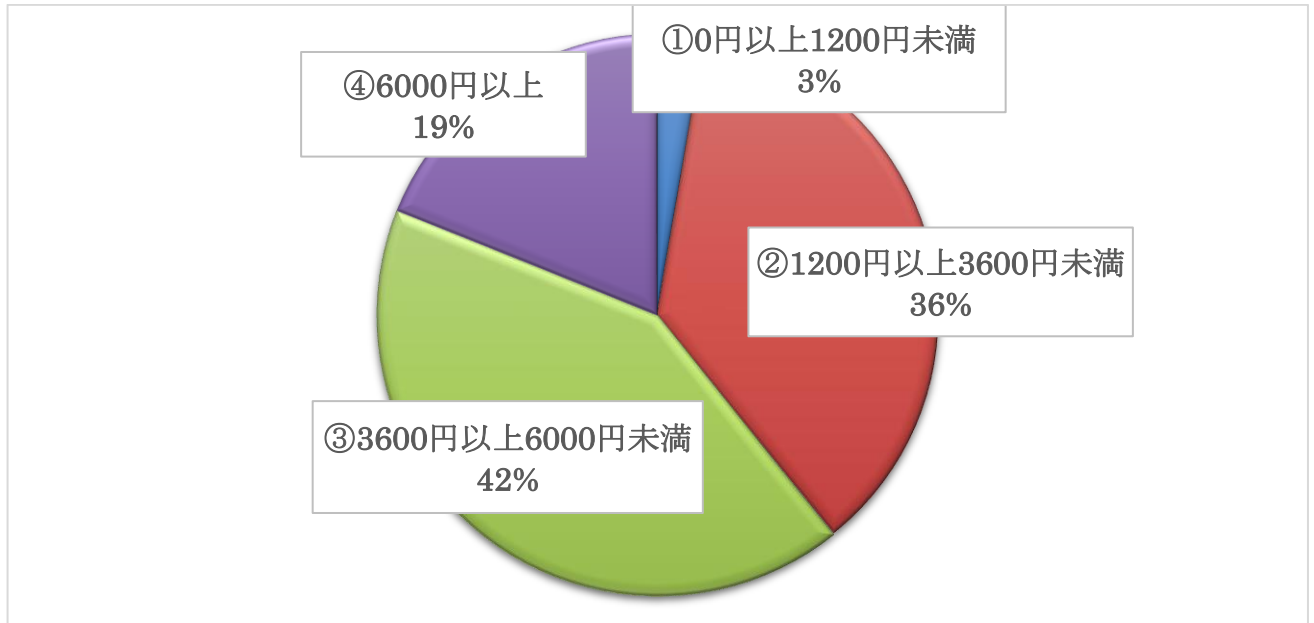
(ア) 50世帯未満の自治会



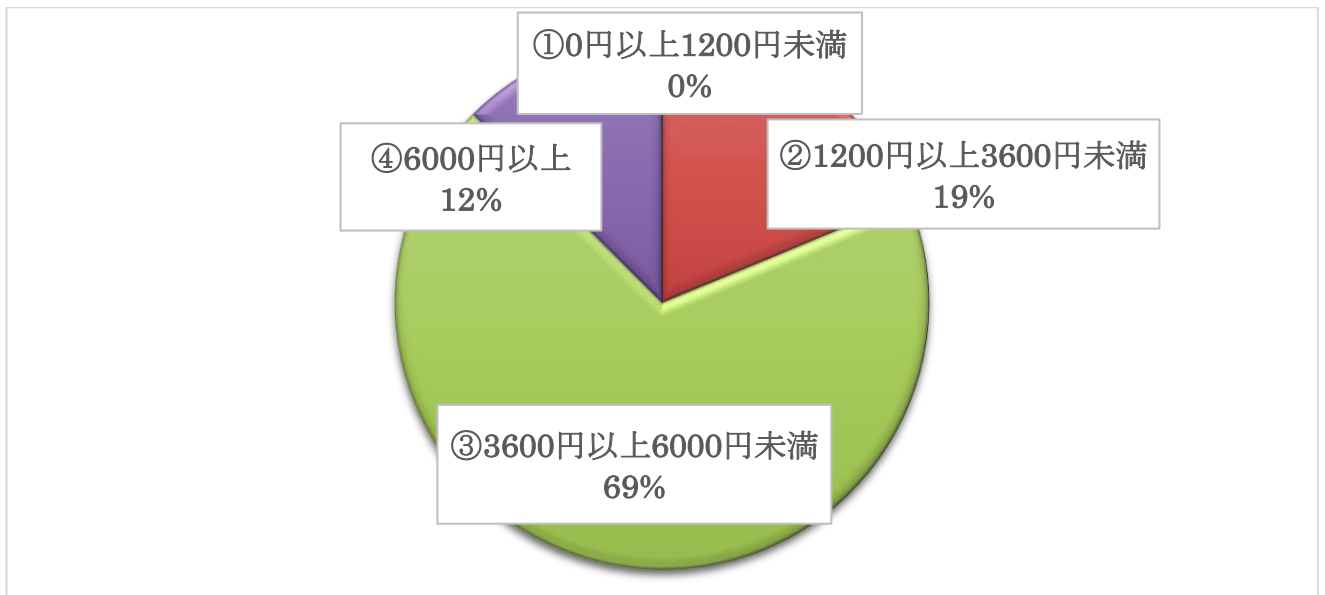
(イ) 51世帯～99世帯の自治会



(ウ) 100 世帯～499 世帯の自治会



(エ) 500 世帯以上の自治会

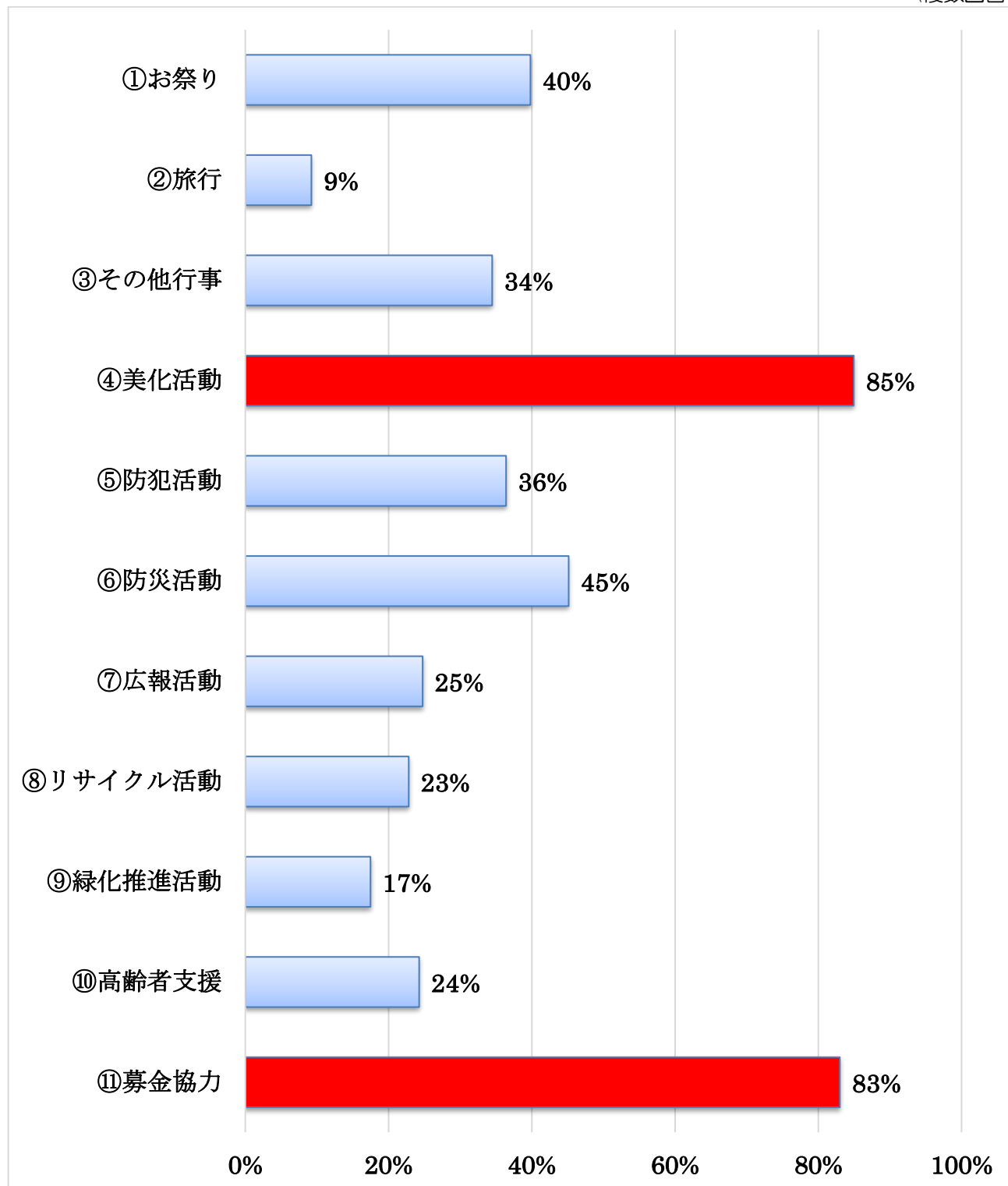


自治会の会費の徴収頻度および会費の年額を回答頂いた結果です。会費の徴収頻度は、「④年に1回」が全体の約8割を占めます。また、会費の年額は、世帯が増加し、自治会の規模が大きくなるほど活動の幅が広がる為、会費の金額が増える傾向にあります。また下記の表は世帯別の会費の月額平均金額です。

自治会世帯数	会費(月額平均)
50 世帯未満	362 円
51 世帯～99 世帯	429 円
100 世帯～499 世帯	313 円
500 世帯以上	450 円

II. 自治会活動について

(複数回答可)



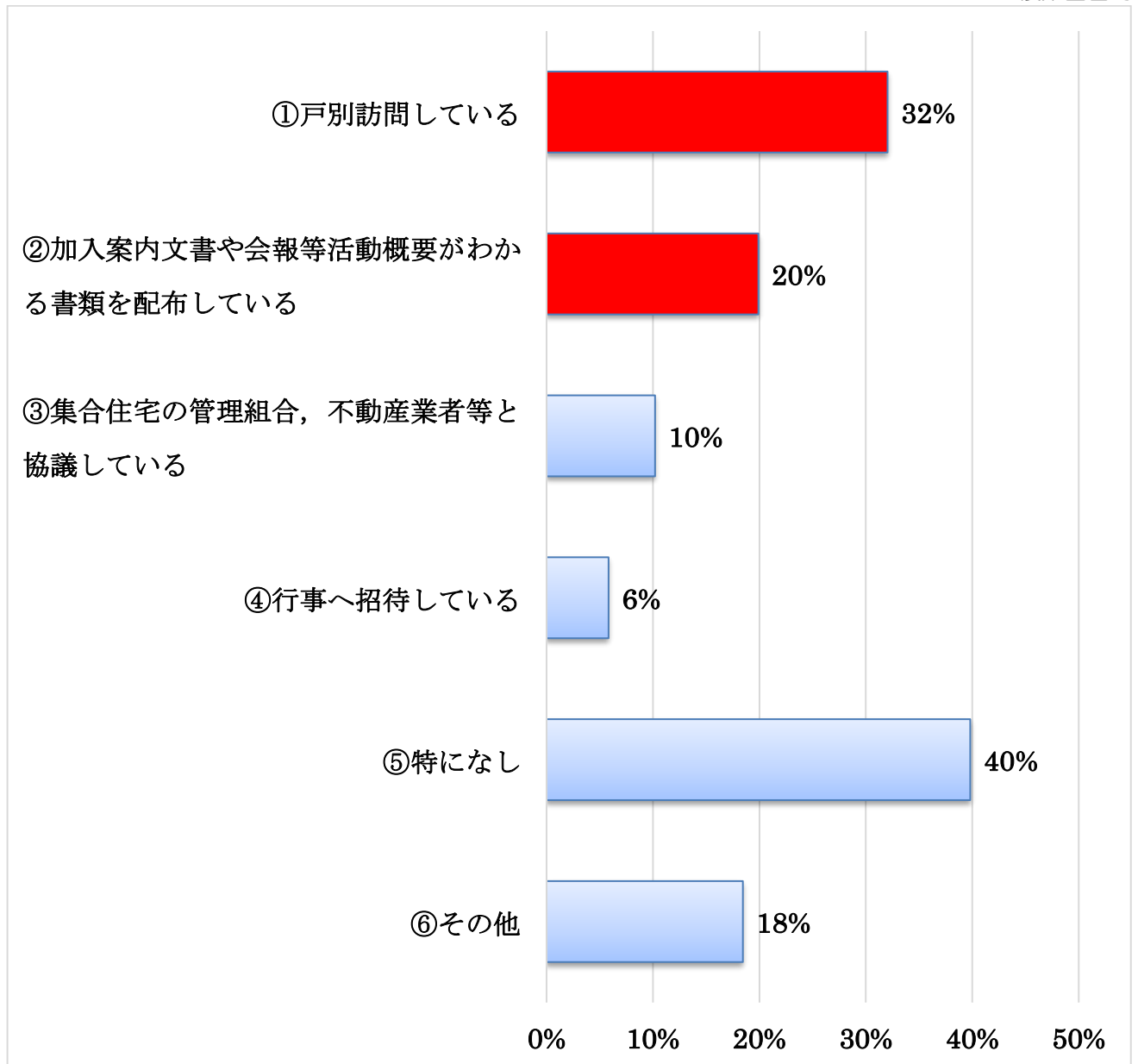
「現在実施している活動」として回答した結果です。「④美化活動」、「⑪募金協力」は約8割の自治会が現在実施しています。

また、「孤独死防止ローラー作戦」、「入居記念パーティー」、「毎朝25分間のラジオ体操」、「落語会」、「新規加入者にウェルカム・プレゼント進呈」、「勉強会（ゴミ減量学習会、防犯勉強会）」、「マンション内での快適なペット飼育を目的とした「ペット委員会」」、「フードドライブ」等の様々な活動の報告がありました。

Ⅲ. 自治会への参加について

① 未加入世帯の加入促進の工夫

(複数回答可)

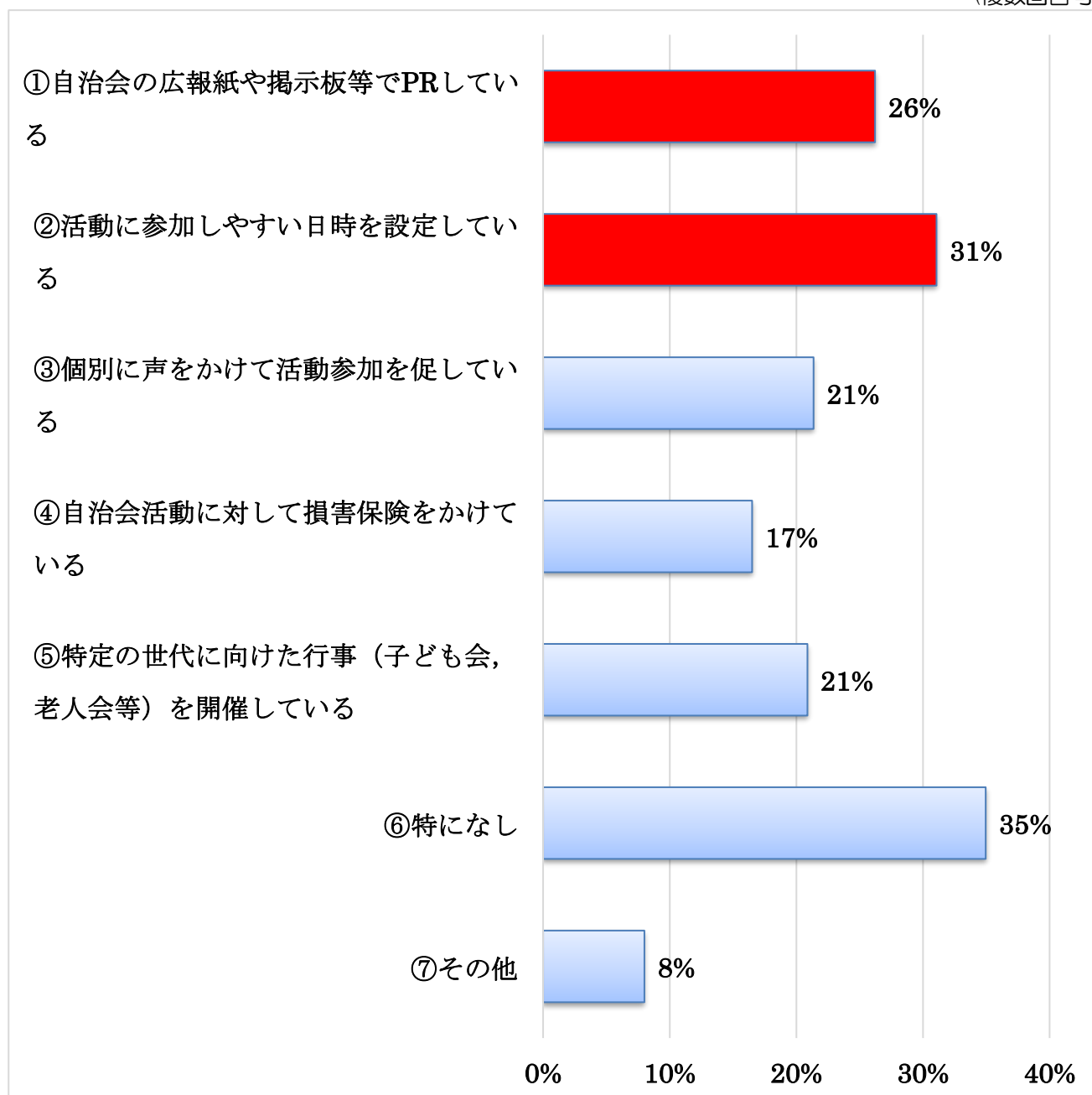


加入促進のために行っている工夫を回答頂いた結果です。「①戸別訪問している」は約3割、「②加入案内文書や会報等の活動概要がわかる書類を配布している」は約2割の自治会が実施しております。

また、その他として、「地域の見守り等を積極的に行い、自治会の重要性を理解してもらう」、「夏祭りの際に自治会の写真展示を予定している」、「自治会に加入しましょう」を配布するとともに、新しく引っ越しされた方に声掛けし「ゴミの出し方」等をお渡ししています」等の回答がありました。

② 自治会活動参加促進の工夫

(複数回答可)



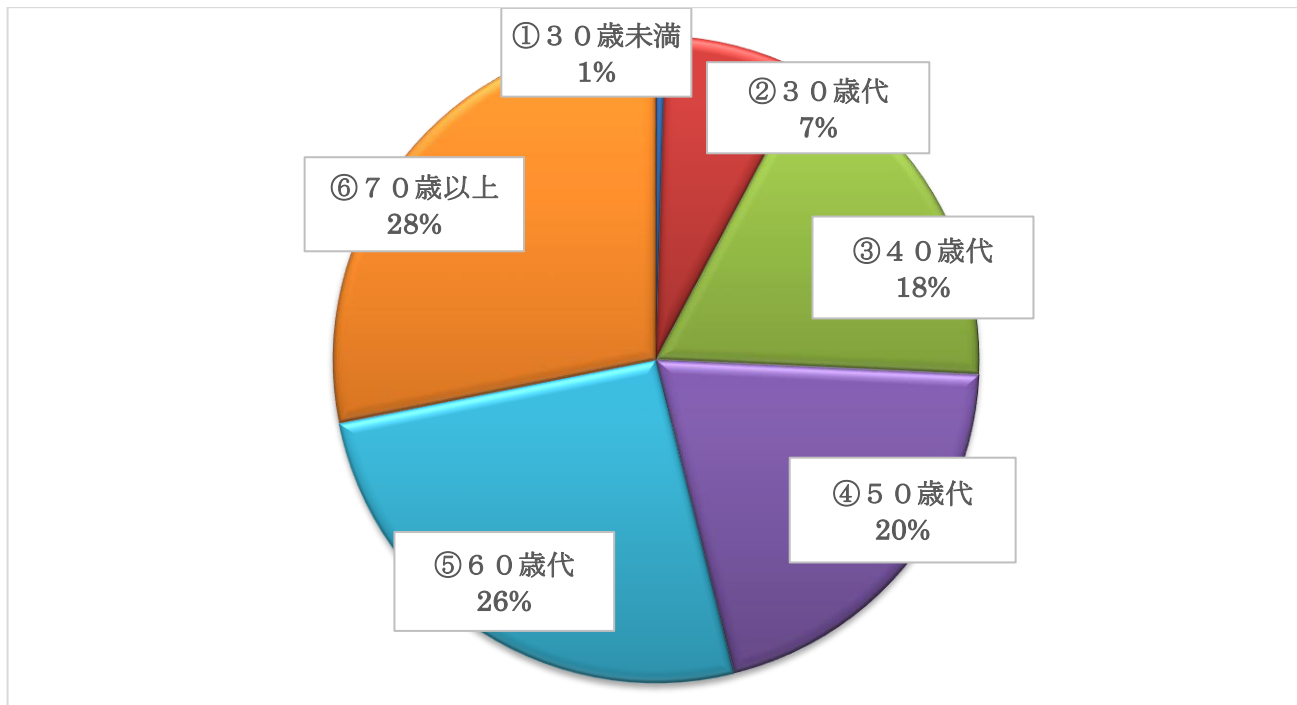
参加促進のために行っている工夫を回答頂いた結果です。「①自治会の広報紙や掲示板等でPRしている」および「②活動に参加しやすい日時を設定している」は約3割の自治会が行っています。

また、その他として、「会費の見直し（減額など）」、「行事予定等の周知を回覧板の他にメールでも行っている」、「会員証の作成（イベントやその他行事に参加するとスタンプが貰え、貯まると防災ラジオ等をプレゼントしている）」、「年に1回の懇親会に子供達、老人クラブ、婦人会を輪の中に入れて楽しい集いに」、「清掃終了後にバーベキューを行う」等の回答がありました。

IV. 会長について

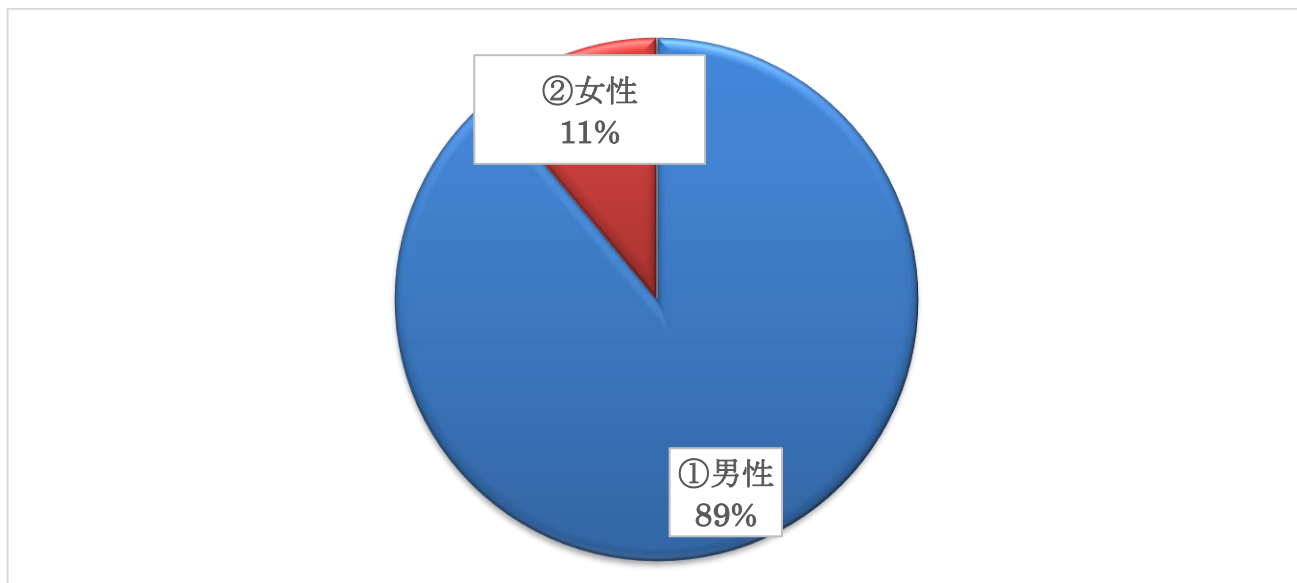
① 年齢と性別

1) 年齢



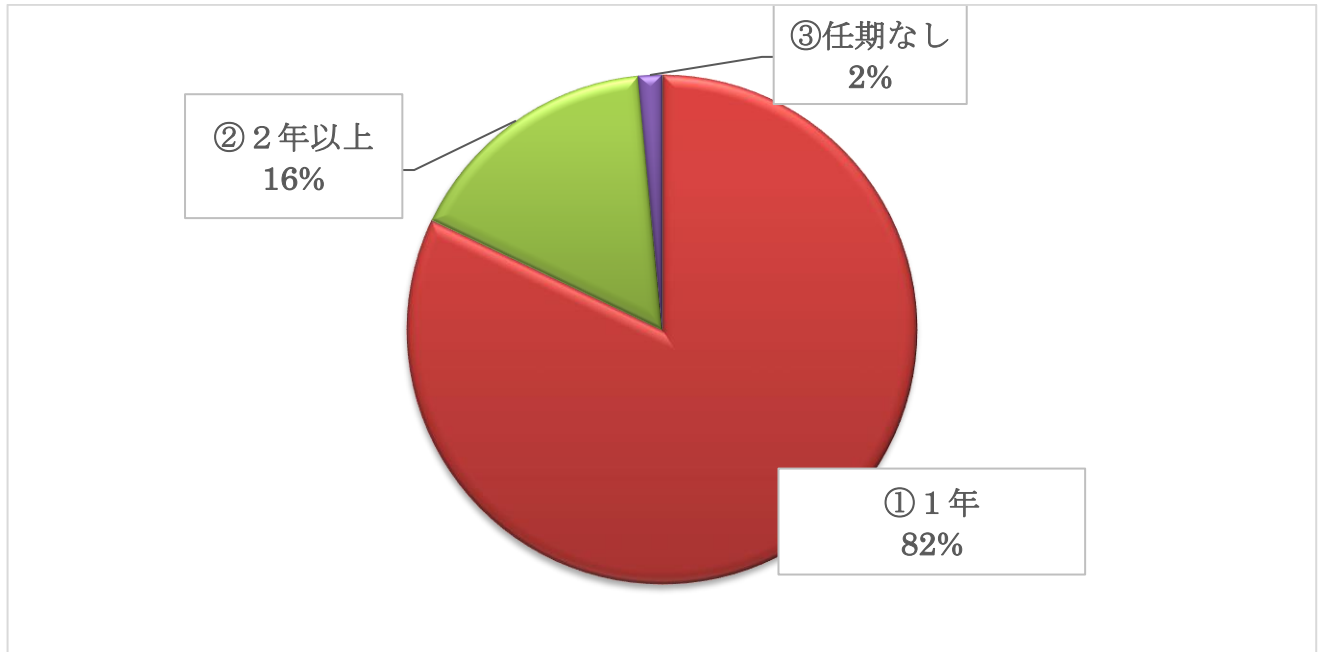
現在の会長の年齢を回答頂いた結果です。60歳代以上の会長が全体の約5割を占めています。そのうち、約3割は、70歳以上でした。

2) 性別



現在の会長の性別を回答頂いた結果です。全体の約9割が「①男性」となっています。男女とも年代が高くなるほど、会長の割合が高くなりました。

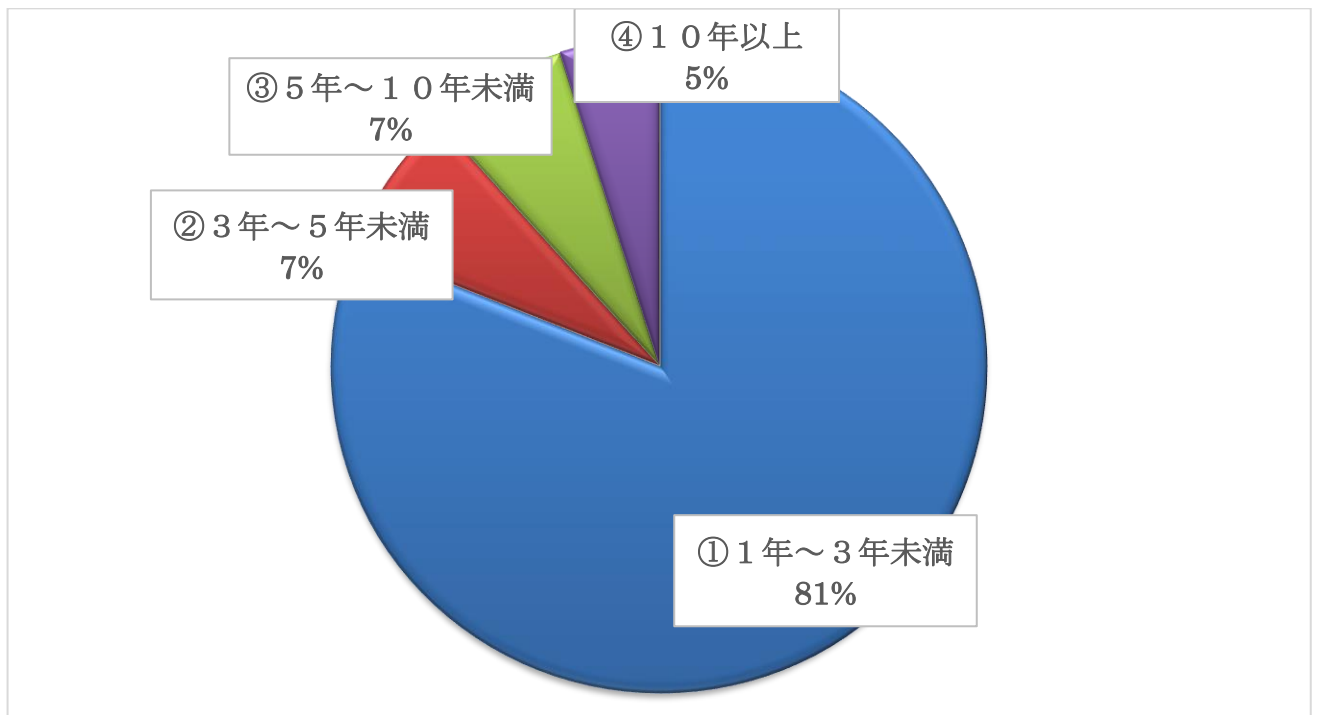
② 任期



会長の任期を回答頂いた結果です。全体の約8割が「①1年」でした。

また、会長の最長任期を定めている自治会のうち、1年に設定している自治会が多数でしたが、2年や4年に設定している自治会も複数ありました。

③ 在職年数

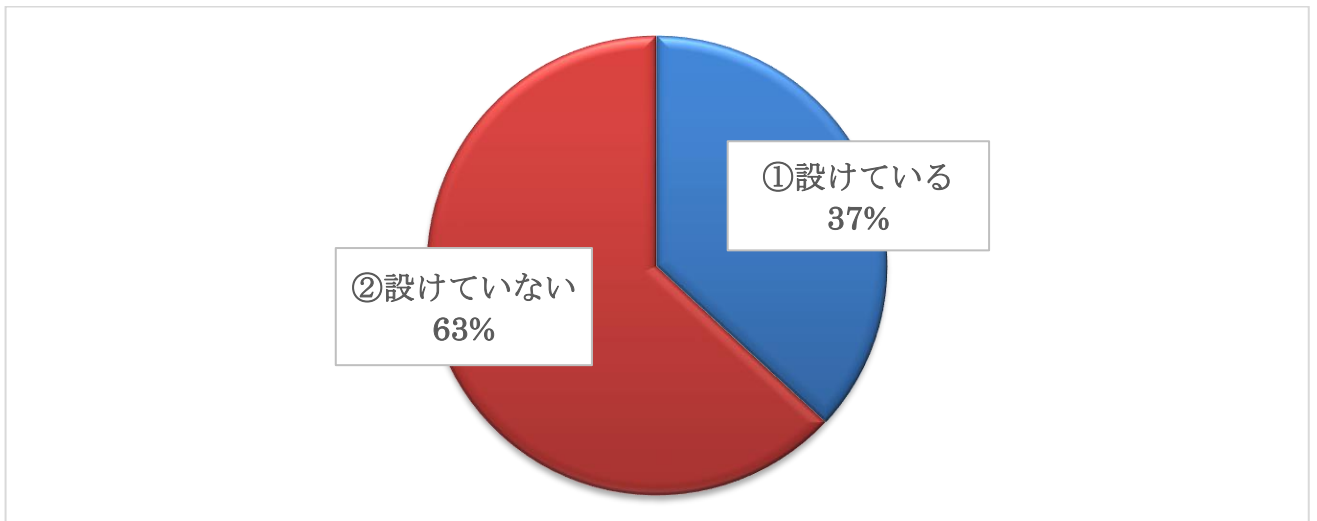


現会長の在職年数を回答頂いた結果です。全体の約8割が「①1年～3年未満」でした。

また、会長の在職年数を回答した自治会のうち、最長の在職年数は、25年でした。

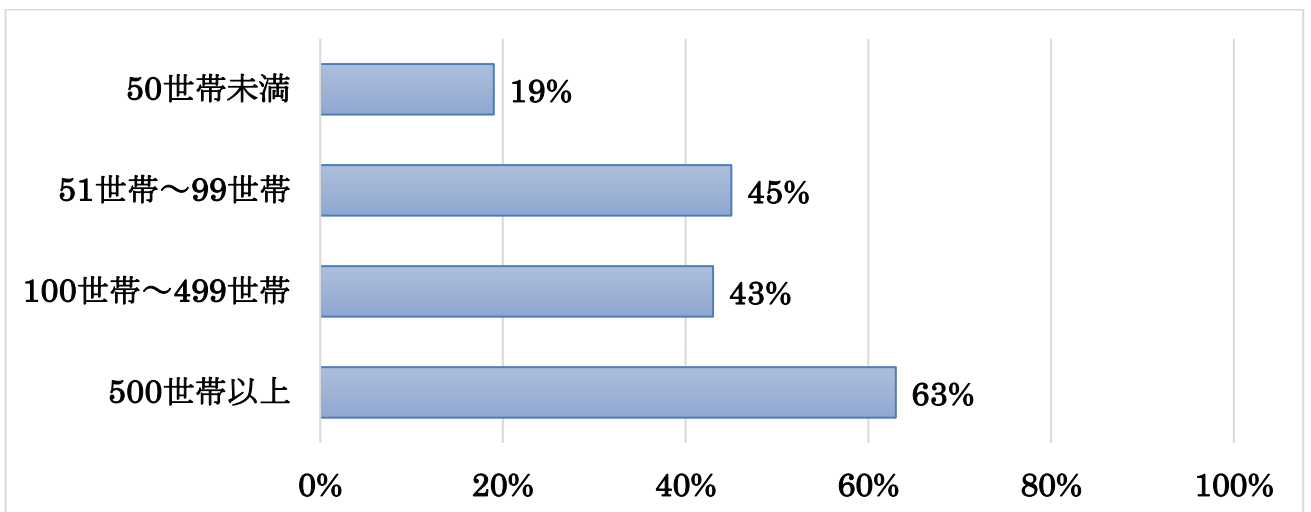
④ 報酬

1) 報酬制度の有無（全体）



2) 報酬制度の有無（世帯別）

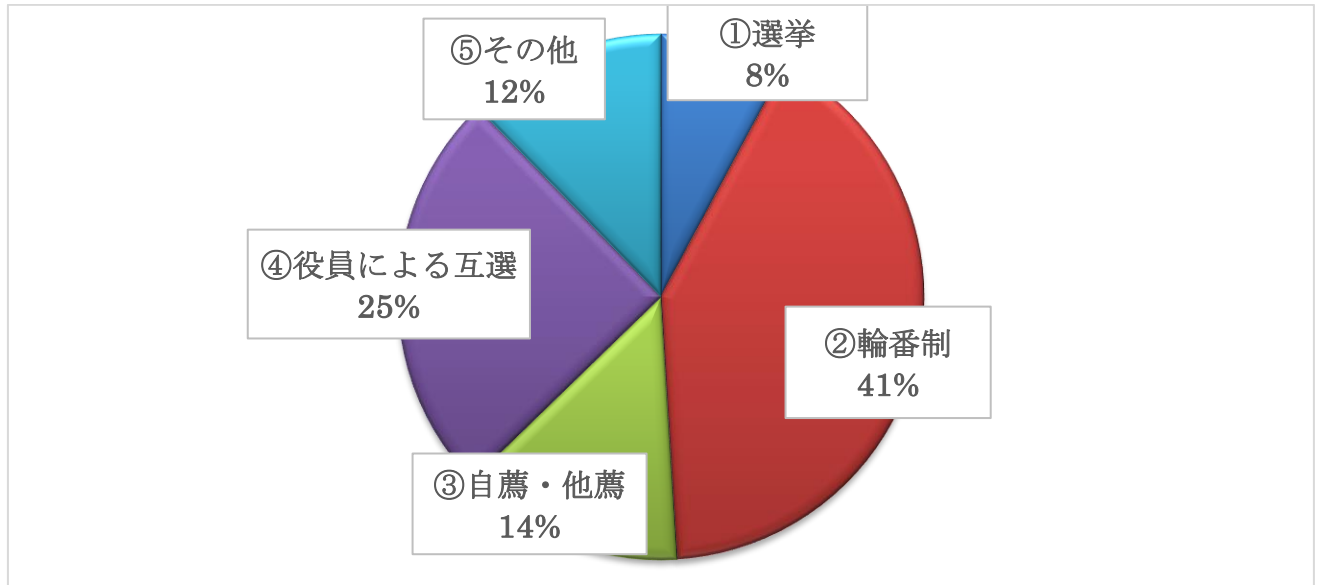
報酬制度有（世帯別）



会長の報酬制度の有無を世帯別でグラフにしました。世帯数が増加するほど会長職の負担も比例して大きくなるため、世帯規模が大きい自治会ほど報酬制度を設ける傾向にあります。また、会長報酬の年額の平均金額は、下記の表のとおり、世帯規模が大きくなるにつれ、報酬金額も増加する傾向にあります。

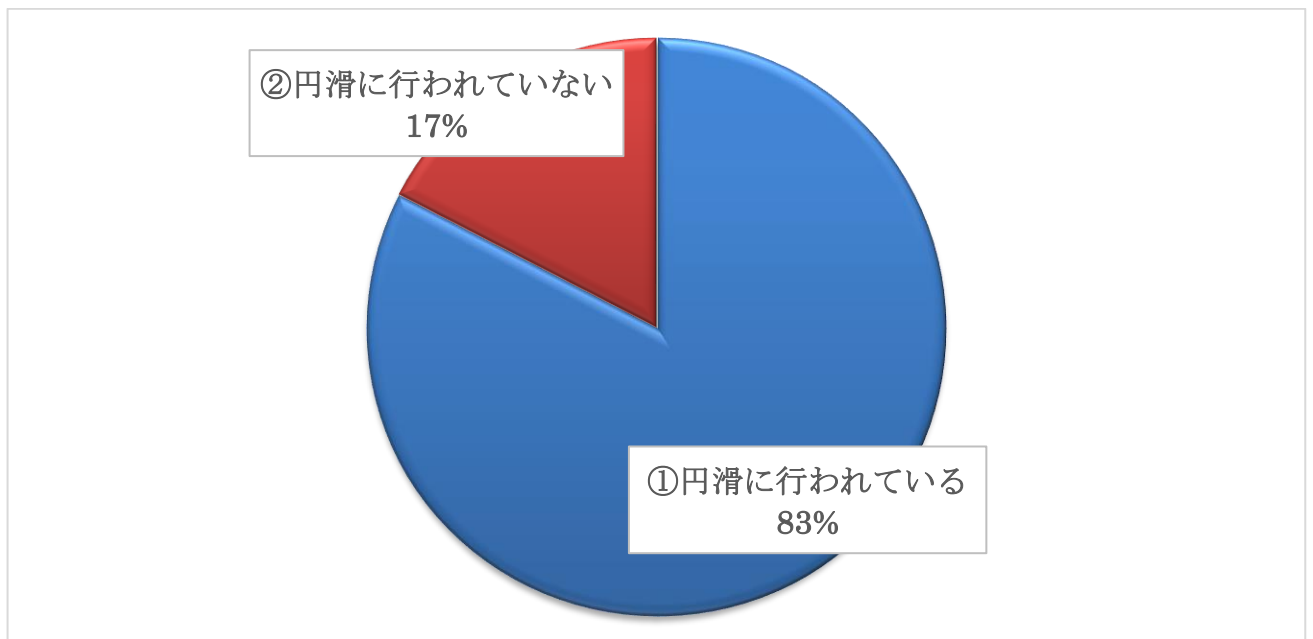
自治会世帯数	会長報酬(年額平均)
50 世帯未満	20,643 円
51 世帯～99 世帯	20,111 円
100 世帯～499 世帯	26,871 円
500 世帯以上	84,900 円

⑤ 選出方法



会長の選出方法について回答頂いた結果です。全体の約4割が「②輪番制」と回答しました。またその他として、「年齢順による選出」、「じゃんけんやくじ引き」等の回答がありました。

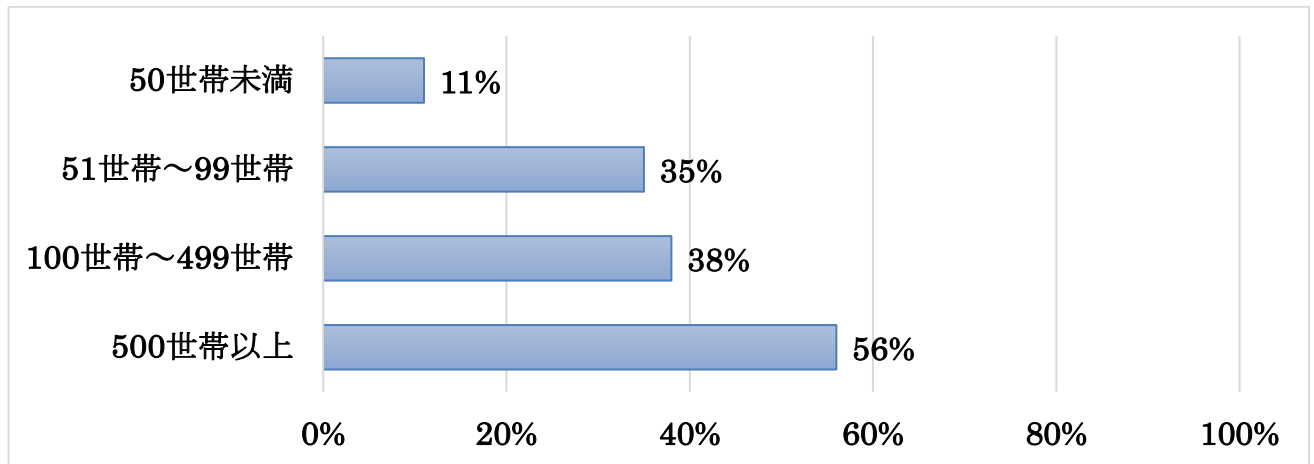
⑥ 選出の円滑性



会長の選出の円滑性について回答頂いた結果です。全体の約8割が「①円滑に行われている」と回答しました。円滑に行われている理由として、「会員全体が活動に対して協力体制が出来上がっている」、「後継者の育成に努力している」等の意見がありました。また、今は輪番制で円滑に決められているが、今後高齢化が進み、将来的に引き受け手がなくなるのではと不安に思っている自治会も多いようです。円滑に行われていない理由としては、「高齢化」、「会長職の負荷が大きい」等が主な理由でした。

V. 役員について

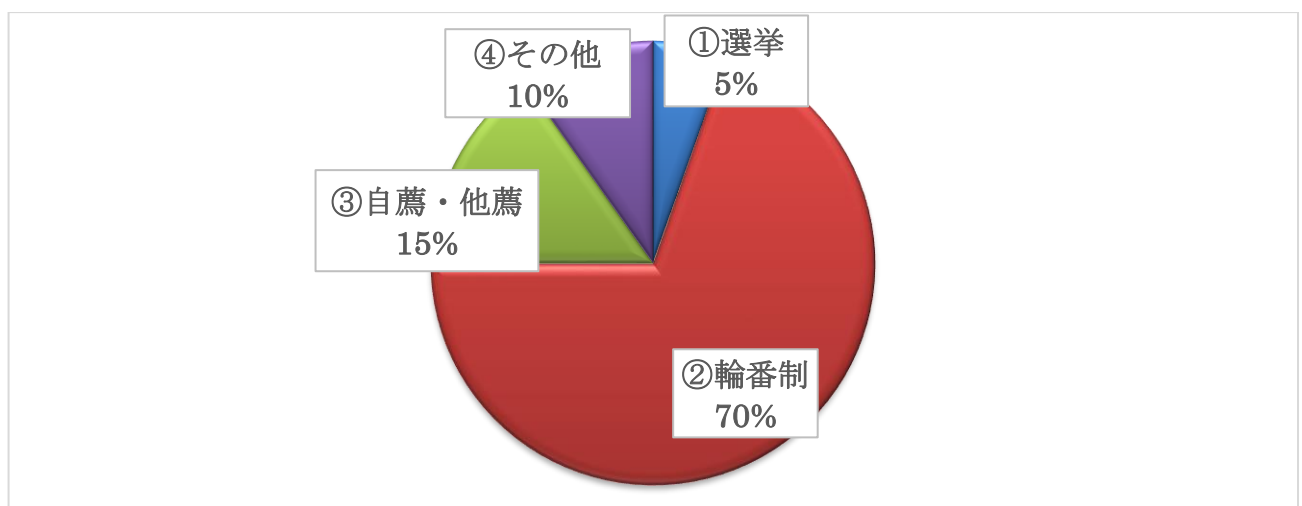
① 報酬制度の有無（世帯別）



役員の報酬制度の有無を世帯別でグラフにしました。世帯数が増加するほど役員職の負担も比例して大きくなるため、世帯規模が大きい自治会ほど報酬制度を設ける傾向にあります。また、役員の報酬年額の平均金額は、下記の表のとおり、世帯規模が大きくなるにつれ、報酬年額も増加する傾向にあります。

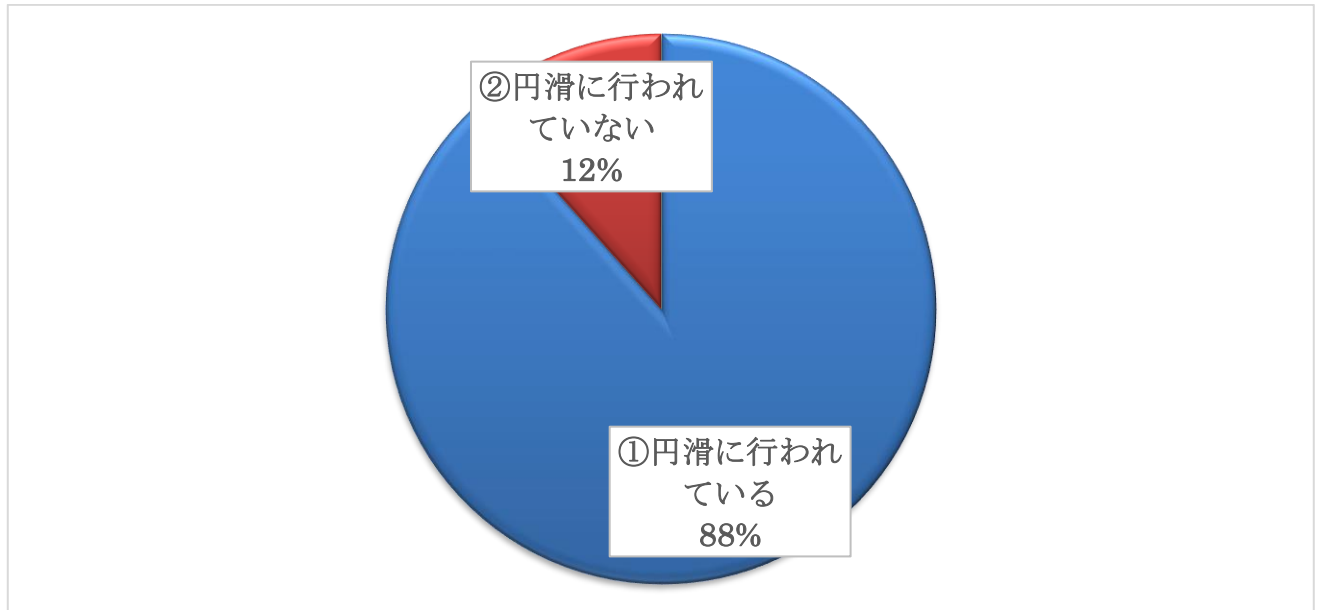
自治会世帯数	役員報酬(年額平均)
50 世帯未満	6,625 円
51 世帯～99 世帯	10,286 円
100 世帯～499 世帯	11,054 円
500 世帯以上	27,467 円

② 選出方法



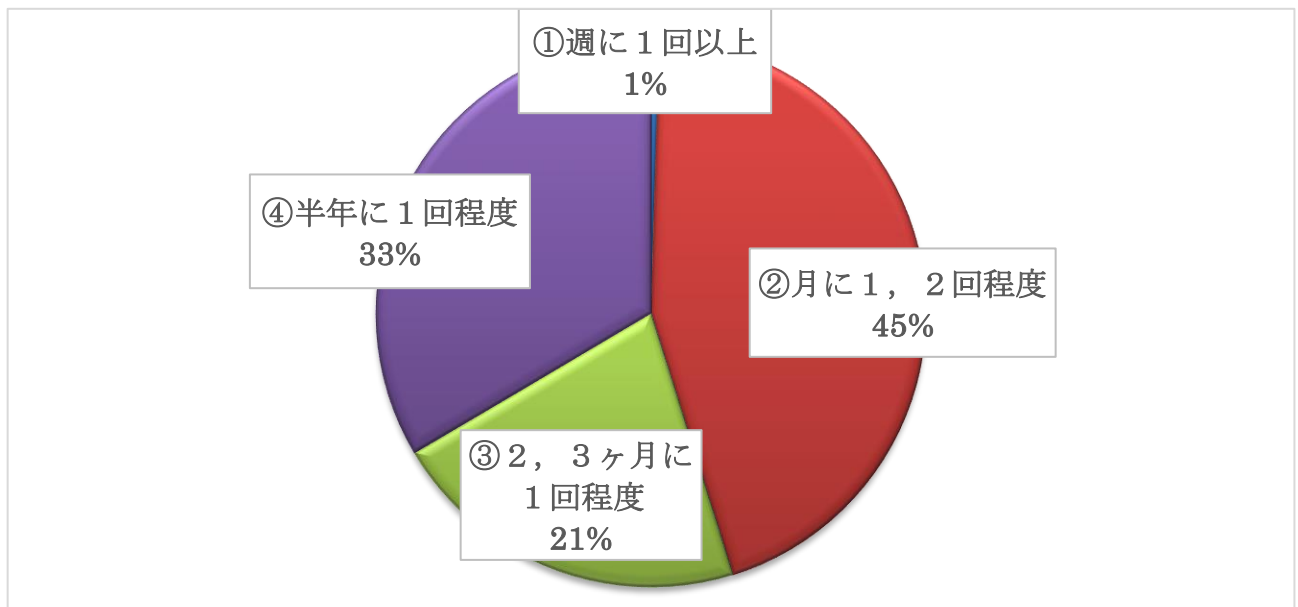
役員の選出方法について回答頂いた結果です。全体の7割が「②輪番制」と回答しました。またその他として、「年齢順による選出」、「その年度の班長が就任」等の回答がありました。

③ 選出の円滑性



役員を選出について回答頂いた結果です。全体の約9割が「①円滑に行われている」と回答しました。円滑に行われている理由として、「動ける若手の中で役員を選出することになっている」、「会長職以外（役員職）は話し合いでスムーズに決まる」等の意見がありました。また、円滑に行われていない理由としては、「高齢化」、「役員職ができない（やりたくない）ために自治会を脱退してしまう」等が主な理由でした。

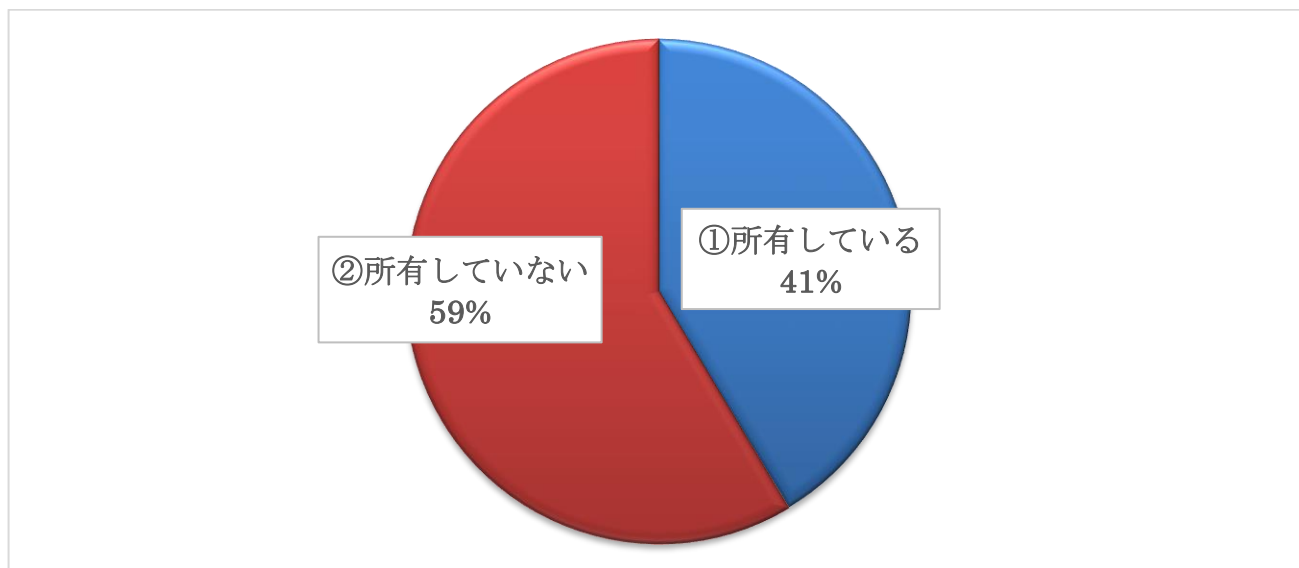
④ 会議の頻度



会議の頻度について回答頂いた結果です。全体の約5割の自治会が「②月に1, 2回程度」と回答しています。

VI. 集会施設について

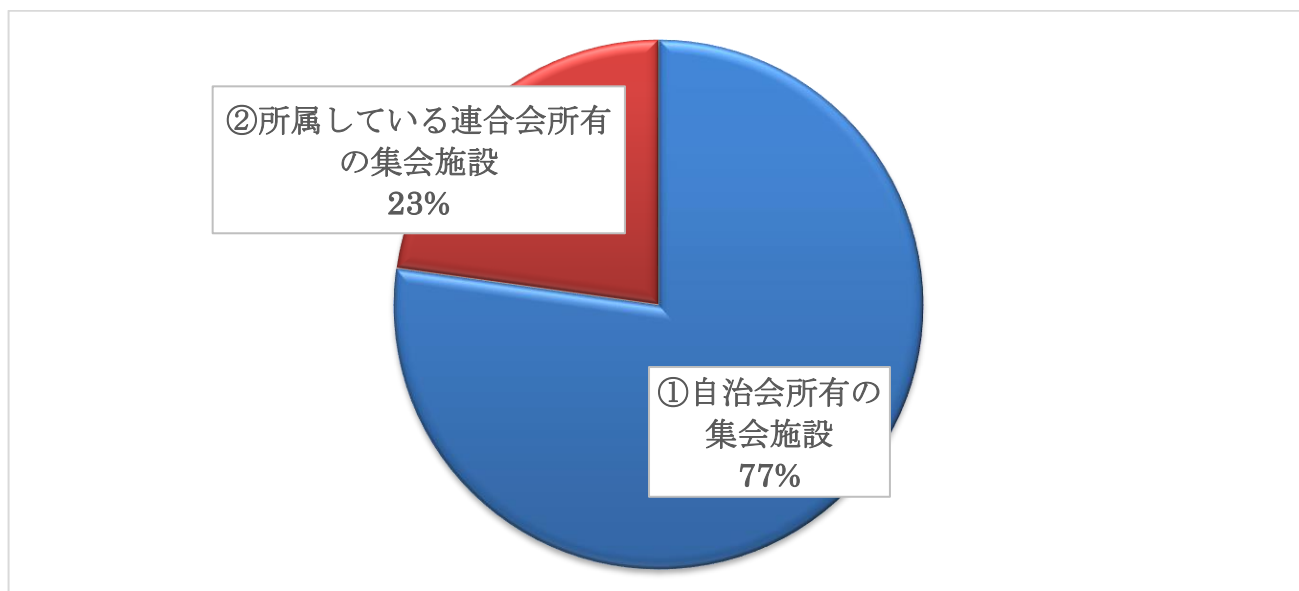
① 所有状況



集会施設の所有の有無を回答頂いた結果です。全体の約4割の自治会が「①所有している」と回答しました。

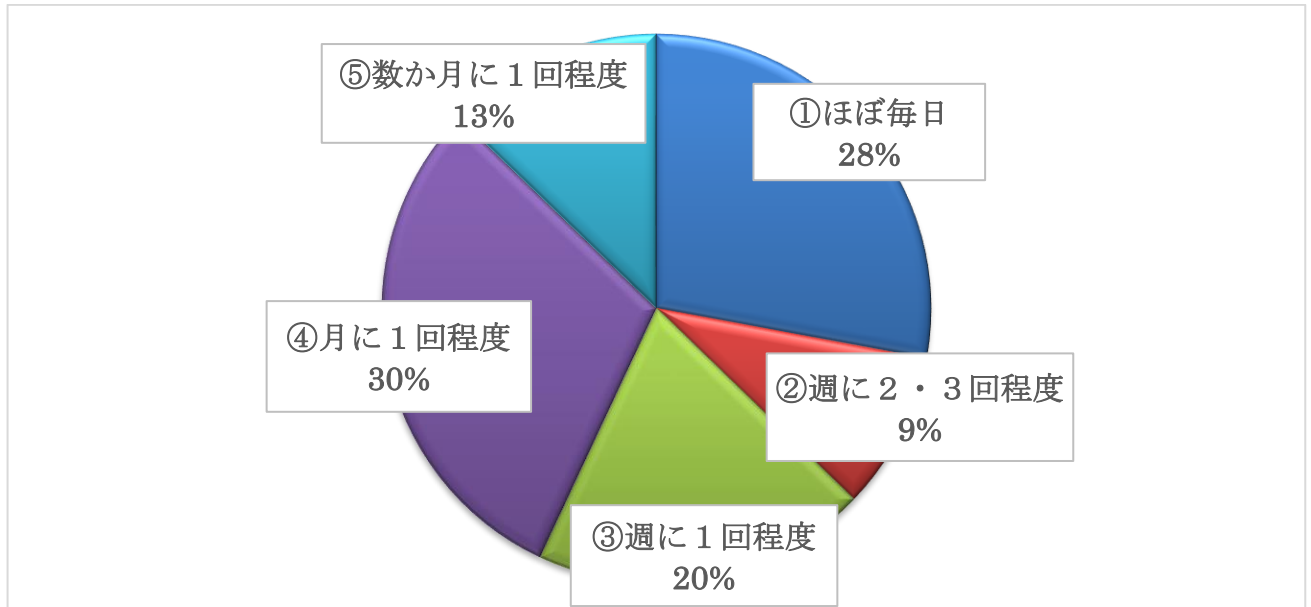
集会施設所有自治会のみ回答 (P14~P15)

② 所有形態



集会施設の所有形態を回答頂いた結果です。全体の約8割が「①自治会所有の集会施設」と回答しています。

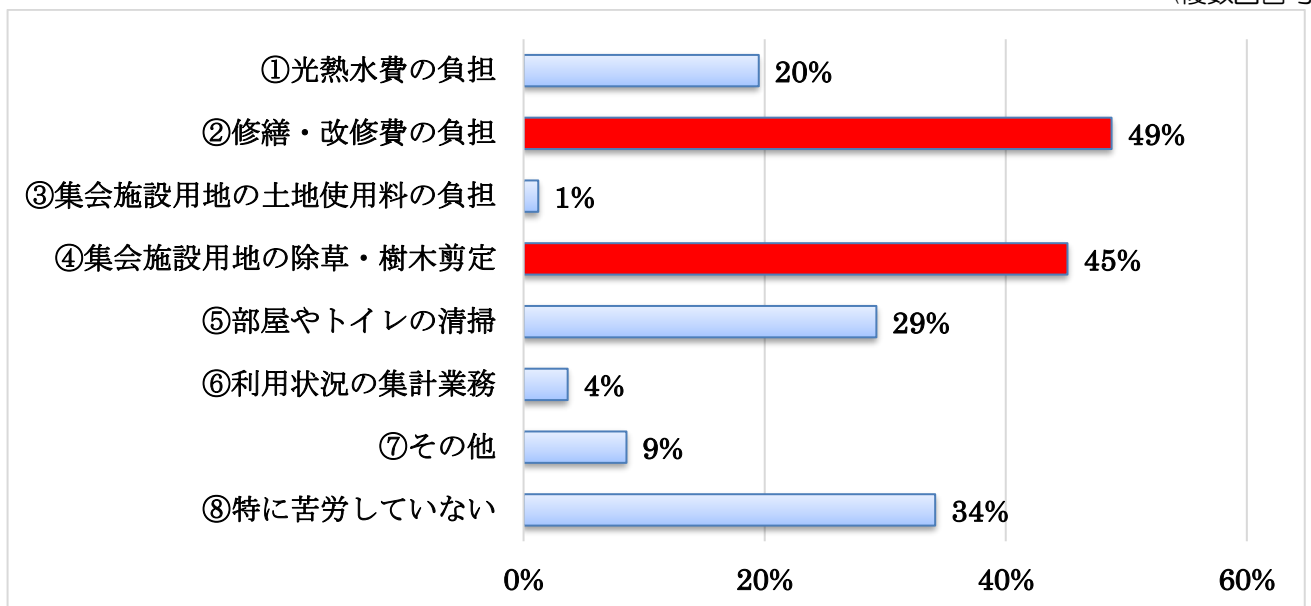
③ 利用頻度



集会施設の利用頻度を回答頂いた結果です。「①ほぼ毎日」、「④月に1回程度」はそれぞれ全体の約3割を占めています。

④ 苦勞

(複数回答可)

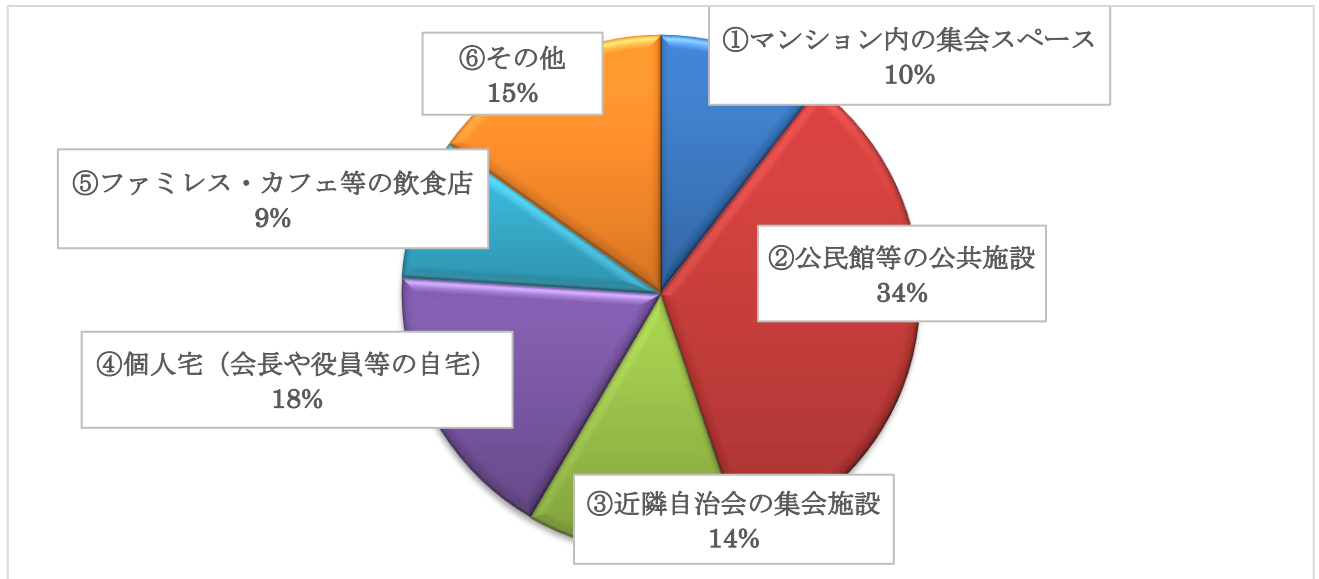


集会施設を所有しているために苦勞していることを回答頂いた結果です。「②修繕・改修費の負担」、「④集会施設用地の除草・樹木剪定」が約5割でした。その他で苦勞していることとして、「利用受付業務」、「利用率の増加」等の意見がありました。

負担を軽減するために、「資源回収の収入を費用に充てる」、「電灯のLED化」、「除草や集計業務等の外注化の促進を図る」、「集会所利用者への使用後清掃励行の要請」、「清掃は当番表を作り負担軽減」等の意見がありました。

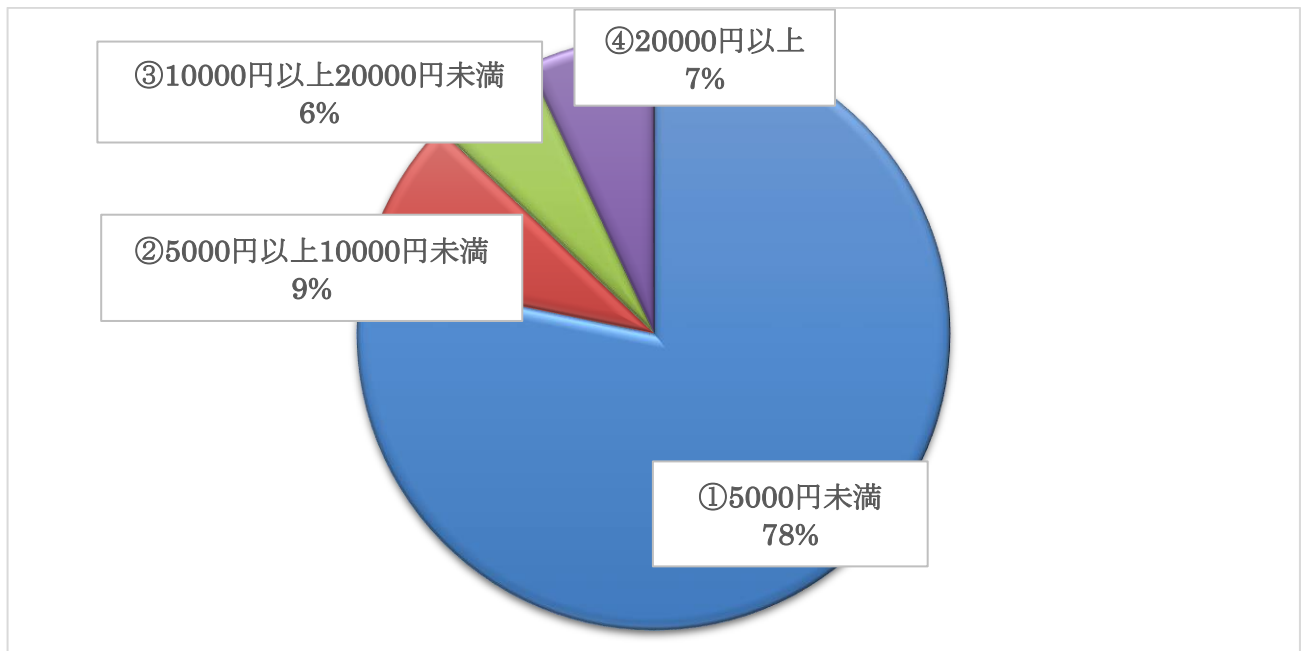
集会施設未所有自治会のみ回答（P16～P17）

⑤ 会議等の集会する場所



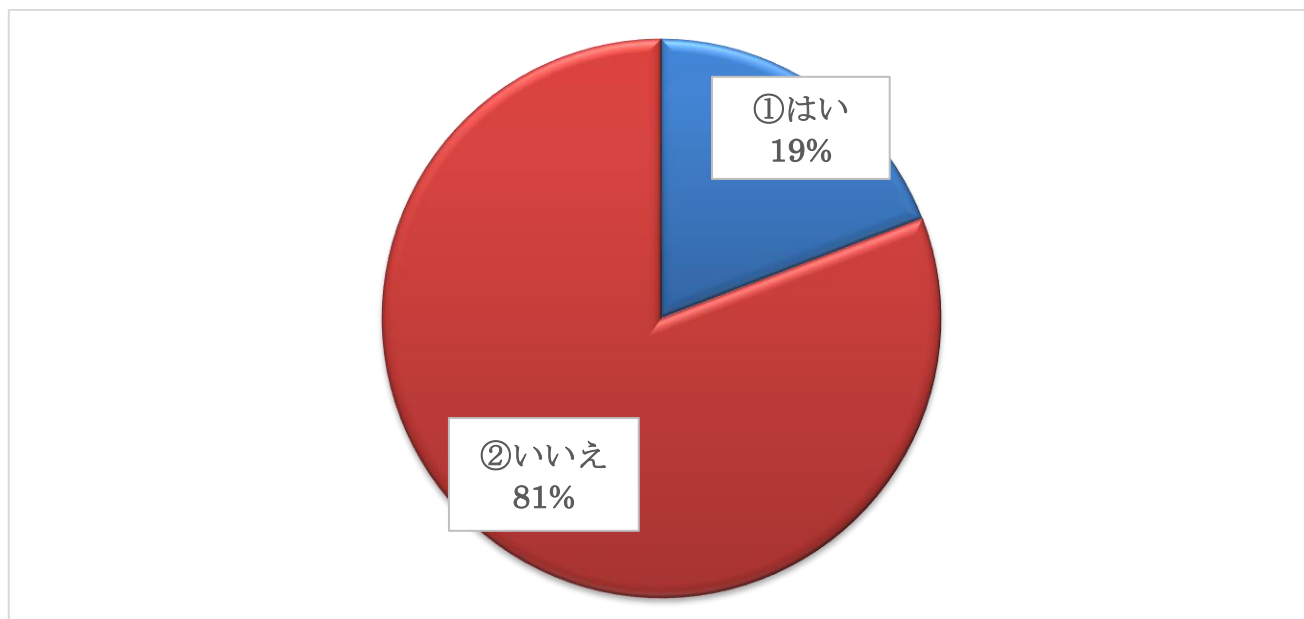
会議等で集会する場所について回答頂いた結果です。全体の約3割は、「②公民館等の公共施設」と回答しました。また、その他として、「学校の会議室」、「コープの会議室」、「借家」等の回答がありました。

⑥ 年間の負担額



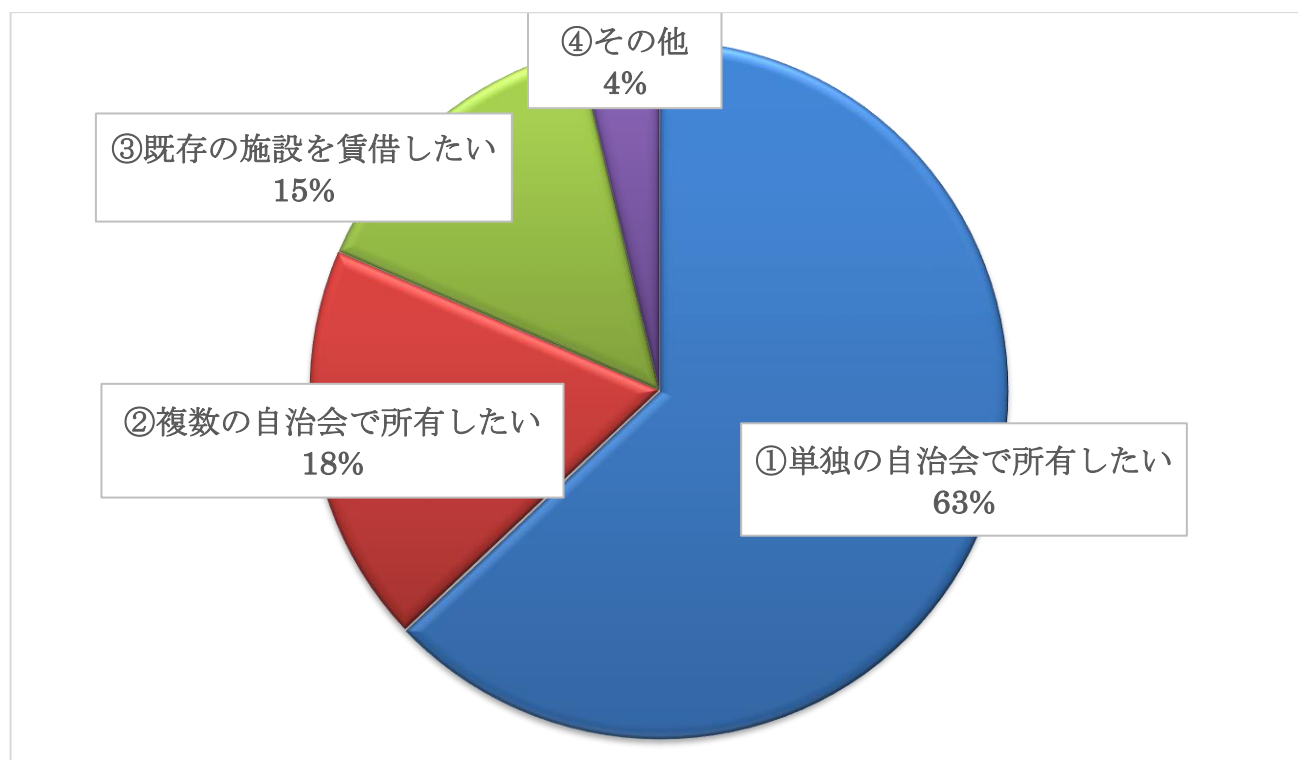
会議等で集まる場所にかかる費用の負担額を回答頂いた結果です。全体の約8割が「①5000円未満」と回答しました。

⑦ 所有希望の有無



集会施設の所有希望の有無を回答頂いた結果です。全体の約8割が「②いいえ」と回答しました。

⑧ 所有形態の希望

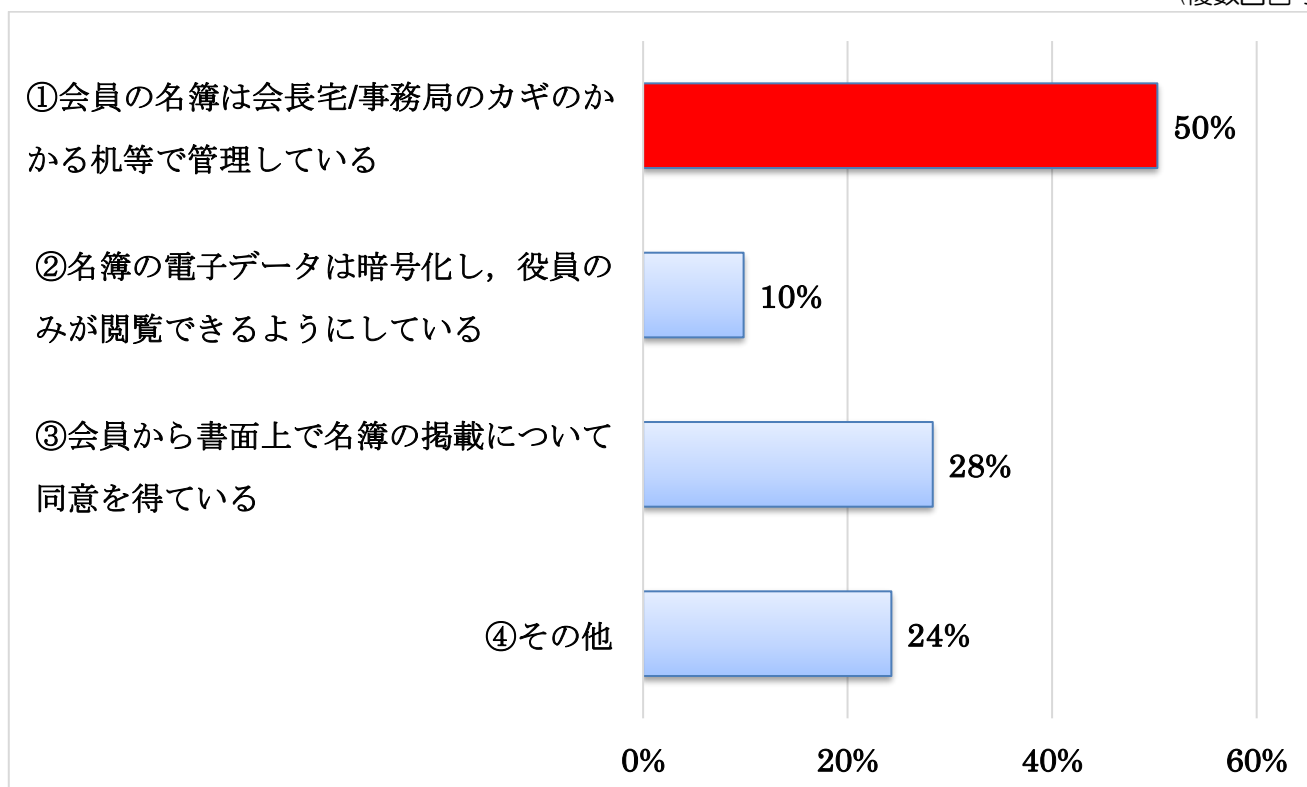


集会施設の所有形態の希望を回答頂いた結果です。⑦で「①はい」と回答した上のグラフの19%のうち、全体の約6割が「①単独の自治会で所有したい」と回答しました。

VII. その他

① 会員名簿の管理

(複数回答可)



自治会の会員名簿の管理を回答頂いた結果です。「①会員の名簿は会長宅/事務局のカギのかかる机等で管理している」と回答した自治会が全体の約5割を占めます。

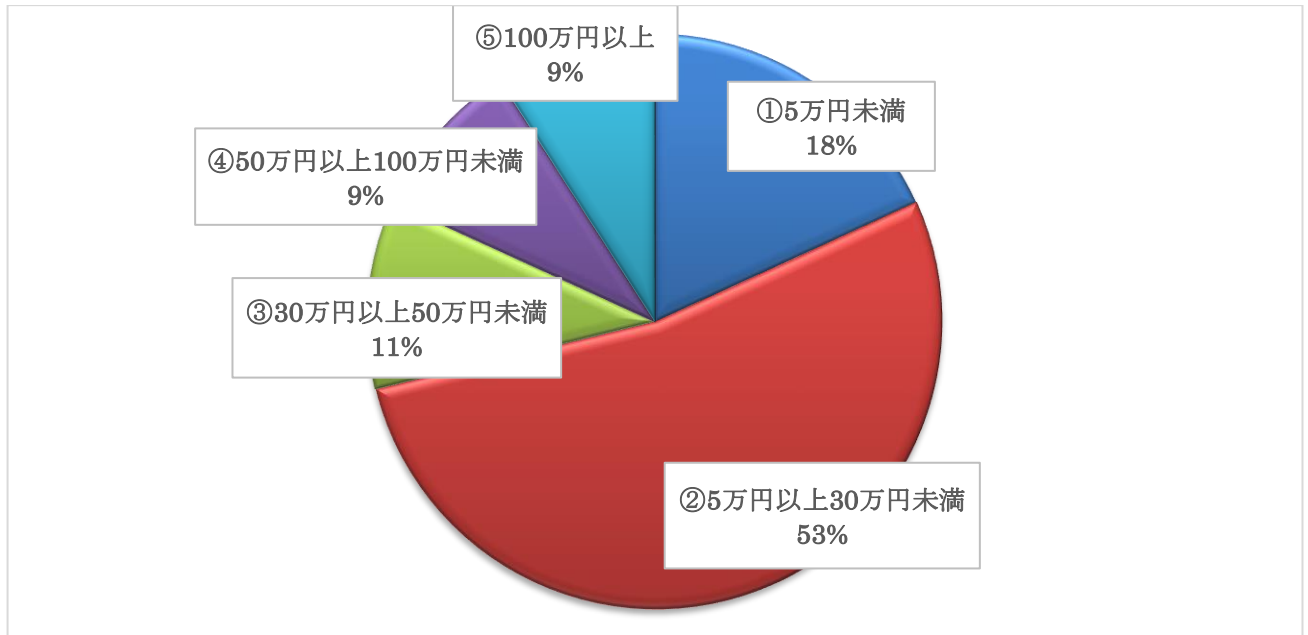
また、その他として、「USB メモリーで管理し、PC には保存しない」、「本人の許可の範囲内で取り扱いを行う」等の回答がありました。

平成27年9月に「改正個人情報保護法」が成立し、平成29年5月30日に全面施行されたことに伴い、自治会等の非営利組織も個人情報保護法が適用されるようになったことから、会員の個人情報の取り扱いにつきましては、事前に利用目的を提示し、同意（書面等）の範囲内で使用してください。また、収集した個人情報の漏えいを防ぐため、適正に管理することををお願いします。

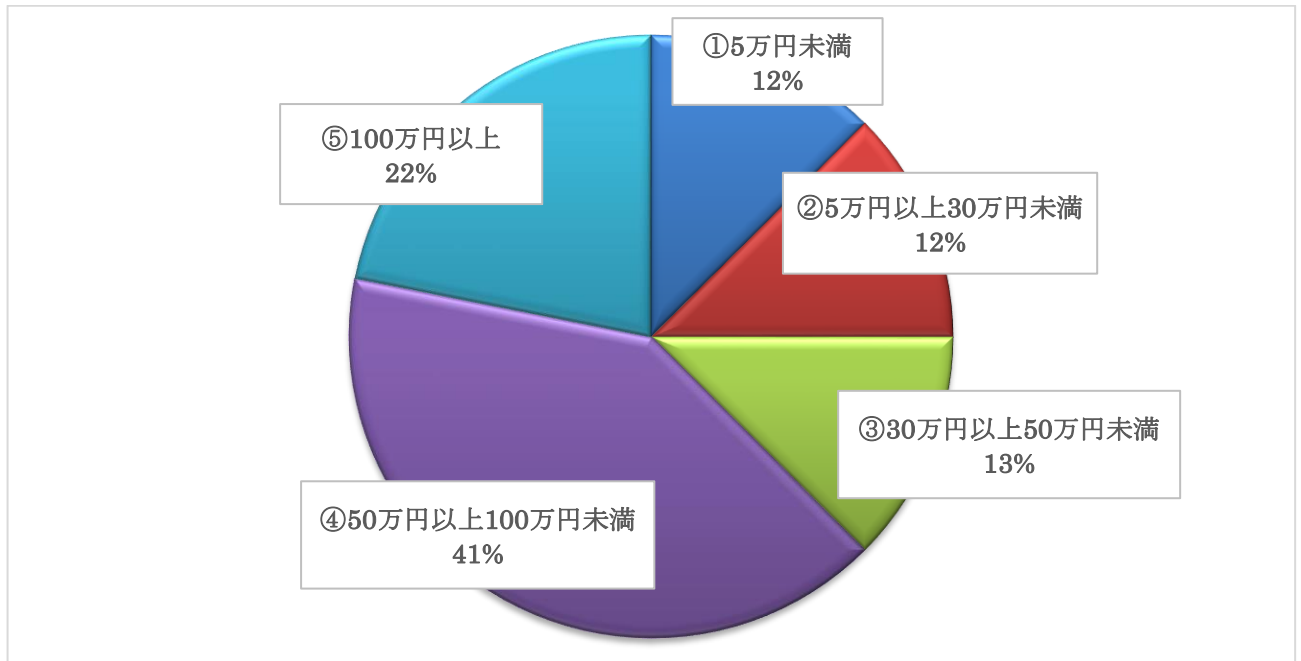
② 繰越金

1) 金額

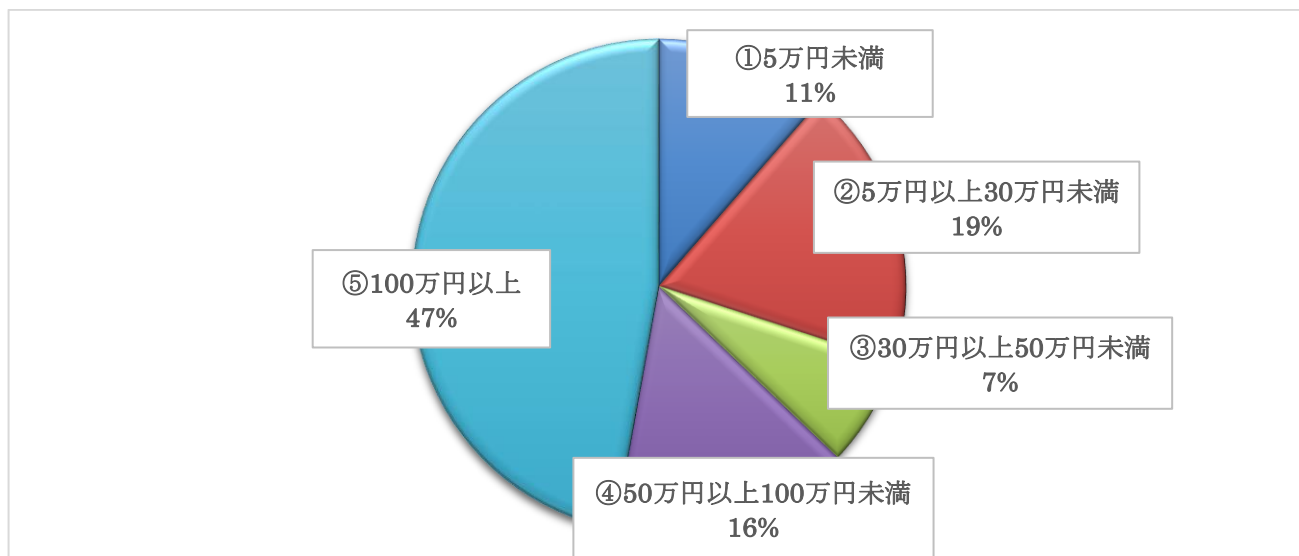
(ア) 50世帯未満の自治会



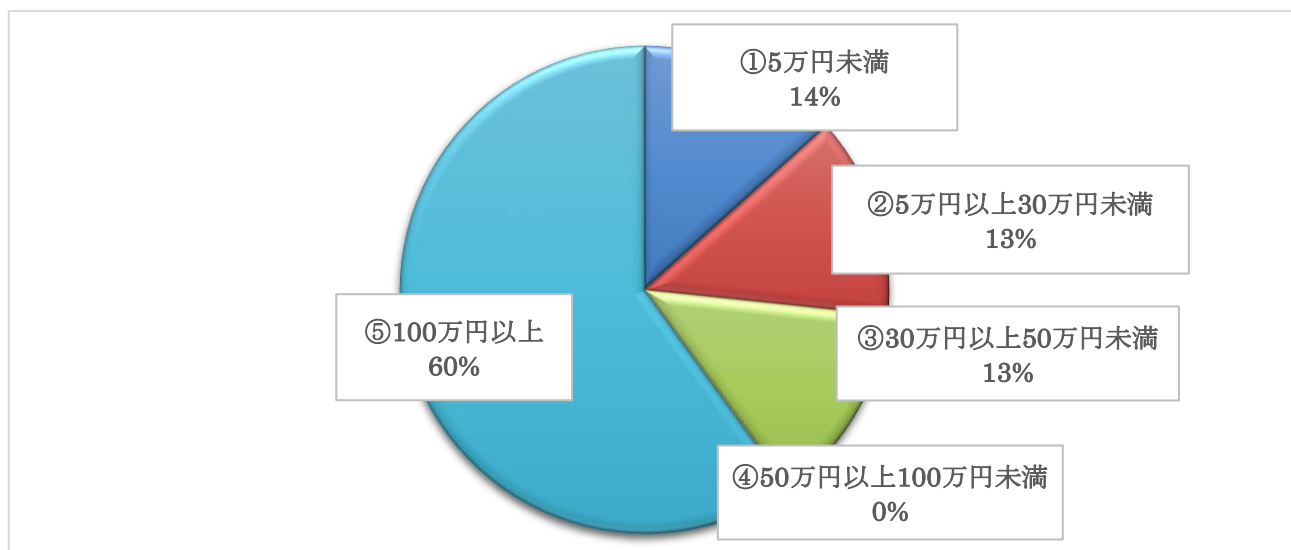
(イ) 51世帯～99世帯の自治会



(ウ) 100 世帯～499 世帯の自治会



(エ) 500 世帯以上の自治会

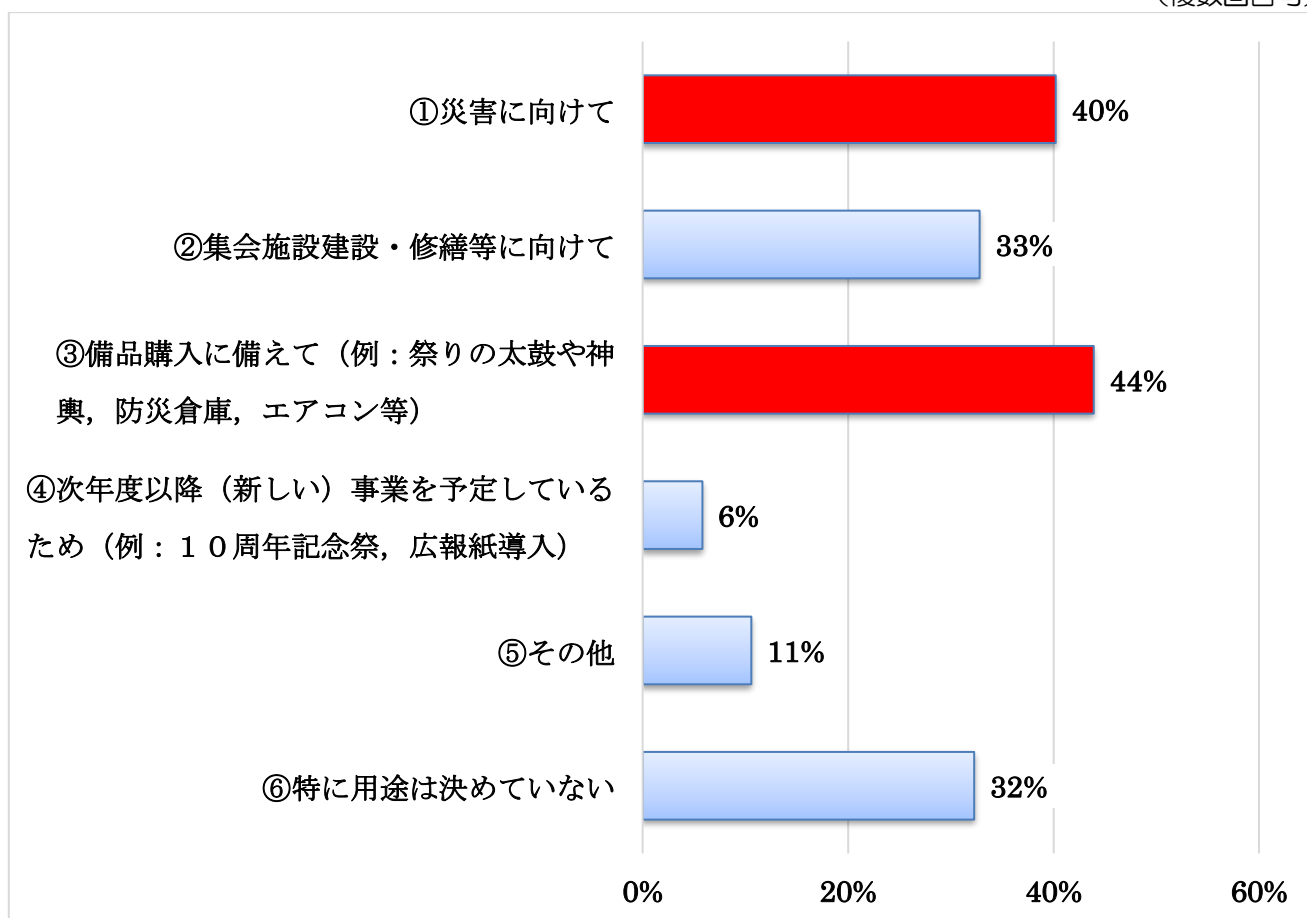


繰越金額を世帯別でグラフしました。世帯規模が増加するほど繰越金額も増加することがわかりました。世帯別の平均繰越金額は、下記の表のとおりとなります。

自治会世帯数	繰越金額
50 世帯未満	338,633 円
50 世帯～99 世帯	951,965 円
100 世帯～499 世帯	1,204,279 円
500 世帯以上	5,745,809 円

2) 使用用途

(複数回答可)

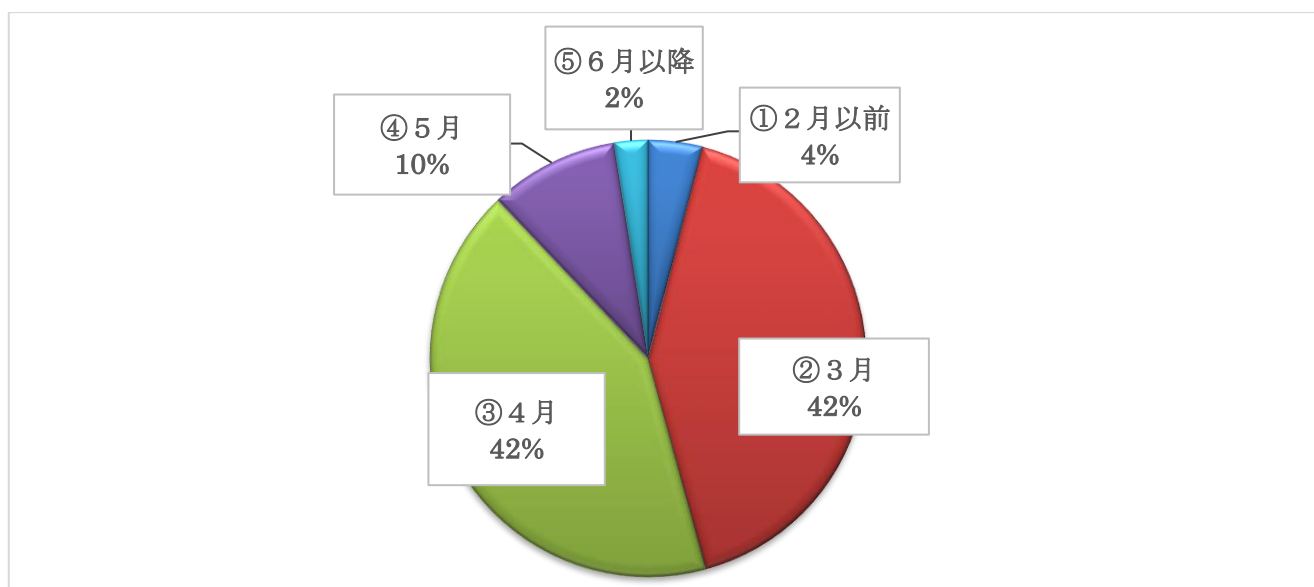


繰越金の使用用途を回答頂いた結果です。「①災害に向けて」、「②集会施設建設・修繕等に向けて」、「③備品購入に備えて」を回答した自治会がそれぞれ約3～4割を占めています。

その他として、「高齢者・独居人への応援等の対策費用のため」、「私道等の修繕費用のため」、「防犯カメラの設置」等の回答がありました。

また、繰越金の用途が決まっていないので会費等を見直すとの意見もありました。特に用途が決まっていない繰越金のある自治会については、役員会等の議題で検討いただければと思います。

③ 総会の開催月



総会の開催月を回答頂いた結果です。全体の約8割は、3月か4月に総会を行っていることが分かりました。

令和元年度
自治会活動・自治会運営に関する調査の結果

発行日／令和元年12月

発行／八千代市

編集／総務部コミュニティ推進課

住所／〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田 312-5

TEL／047-483-1151（代表）

内線 3111～3113

FAX／047-484-8824

URL／<http://www.city.yachiyo.chiba.jp>

E-mail／community1@city.yachiyo.chiba.jp